さわやかフェア・あみ商工まつり・創療祭、同時開催

2011 12

▲あみ商工まつり 2011

▲▼さわやかフェア 2011

▲創療祭

10月23日、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で『さわやかフェア 2011』が開催されました。

今年も、町商工会『あみ商工まつり 2011』・県立医療大学『創療祭』との三つのイベントの同時開催となりました。

開催当日は曇り空の天気でしたが、人気の店には長い列ができるなど、多くの来場者でにぎわいました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

広報あみ

●主な項目●

URL http://www.town.ami.ibaraki.jp/ E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

町の財政状況を公表します

平成 23 年度上半期

財 政 事 情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、各会計予算の収支状況等（平成 23 年 9 月 30 日現在）をお知らせします。

企画財政課☎888－1111（223・225）

■一般会計

（単位:千円･%）

歳入				歳出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,102,983	4,284,430	60.3	議会費	177,299	97,529	55.0
地方譲与税	203,300	57,932	28.5	総務費	1,629,773	657,896	40.4
地方消費税交付金	413,200	233,818	56.6	民生費	4,137,780	1,172,088	28.3
地方特例交付金	60,137	60,137	100.0	衛生費	1,242,195	413,066	33.3
地方交付税	1,019,947	882,226	86.5	農林水産業費	250,893	59,770	23.8
分担金及び負担金	197,323	82,747	41.9	商工費	159,961	77,442	48.4
使用料及び手数料	260,889	109,463	42.0	土木費	2,788,149	248,240	8.9
国庫支出金	1,454,764	589,333	40.5	消防費	669,777	295,798	44.2
県支出金	748,729	82,437	11.0	教育費	1,605,979	531,050	33.1
繰入金	183,265	0	0.0	災害復旧費	155,429	35,642	22.9
繰越金	661,608	1,173,358	177.3	公債費	1,361,547	651,703	47.9
諸収入	452,785	180,239	39.8	諸支出金	1,135	0	0.0
町 債	1,248,700	0	0.0	予備費	13,998	0	0.0
その他	186,285	41,579	22.3				
合 計	14,193,915	7,777,699	54.8	合 計	14,193,915	4,240,224	29.9

■特別会計

（単位:千円･%）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	4,988,834	2,336,640	46.8	2,214,081	44.4
公共下水道事業	1,807,514	249,999	13.8	594,197	32.9
土地区画整理事業	440,688	361,564	82.0	173,065	39.3
農業集落排水事業	407,441	28,662	7.0	279,882	68.7
介護保険	2,155,938	813,090	37.7	908,661	42.1
後期高齢者医療	636,073	112,542	17.7	268,141	42.2
合 計	10,436,488	3,902,497		4,438,027	

※老人保健特別会計は平成 22 年度で廃止になりました

※予算現額（一般会計および特別会計）:当初予算額に4月以降の補正予算額･予備費充用･費目間の流用･前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です

※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

（単位:千円･%）

区 分		予算現額	執行済額	執行割合
収益的	収入	966,602	457,796	47.4
	支出	966,602	314,859	32.6
区 分		予算現額	執行済額	執行割合
資本的	収入	289,000	7,665	2.7
	支出	761,224	421,478	55.4

※収益的:事業の管理･運営に関する収入および支出をいいます
※資本的:施設の建設･改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税･地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位:千円）

区 分		現在高
一般会計		10,279,797
特別会計		10,413,129
	公共下水道事業	7,972,558
	土地区画整理事業	1,279,730
	農業集落排水事業	1,160,841
公営企業会計(水道事業)		700,027
合 計		21,392,953

●一時借入金

なし

■基金の現在高

（単位:千円）

区 分	現在高
財政調整基金	1,662,400
減債基金	373,100
その他の基金	2,226,623
国民健康保険支払準備基金	130,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	54,208
介護給付費準備基金	57,075
介護従事者処遇改善臨時特例基金	6,098
土地開発基金（現金）	3,600
合 計	4,513,204

許さない！ 町税・国保税滞納。守ります！ 税の公平

財産の差押を実施しています！

不動産・預金等差押
872件
（平成22年度実績）

収納課☎888－1111（147・148）

■納期限内の納税を

税金は、本来定められた期限までに自主的に納税されなければならないものとされています。税金は、福祉・教育、公共事業や公共サービスなどのために必要不可欠な財源です。

納期限内の自主納税にご協力ください。

■滞納処分（差押）

納期限までに納税されないときは、督促状を発送します。督促を受けても完納されない場合は、滞納者の不動産や動産、給与や預金などの財産調査を実施し、滞納処分をしなければならないことが地方税法に規定されています。

■納税相談を随時受付中

催告しても早期完納の見通しが立たないとき、滞納額が累積しているときなども差押の対象となります。

収納課では納税に関する相談を随時受け付けています。納期限内に納付できないときなどには、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

納期限後に納付されるときは、納付までの日数などに応じて延滞金がかかります

■延滞金とは

納期限を過ぎてから納付しますと、その遅延した税額および期限に応じて延滞金が加算されます。納期限までに納めた人との公平を保つために、地方税法の規定により本税に加算して徴収するものです。

計算方法	期間	割合
	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	年利4.3%：平成22年11月30日現在の商業手形の基準割合率（0.3%）に年利4%を加えた割合（年利7.3%を上限とする）
	納期限の翌日から1か月を経過する日以降の期間	年利14.6%

※滞納税額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません
※滞納税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します
※算出した延滞金額が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません（100円未満の端数金額は切り捨て）

■延滞金の計算例

●平成23年6月30日納期限の町県民税20,500円を、12月5日に支払った場合

❶ **7月1日～7月31日分**（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間）
20,000円（1,000円未満切捨）× 4.3% × 31日 ÷ 365日 = 73.0円

❷ **8月1日～12月5日分**（納期限の翌日から1か月を経過する日以降の期間）
20,000円（1,000円未満切捨）× 14.6% × 127日 ÷ 365日 = 1,016.0円

合計：1,089.0円
100円未満を切り捨て、1,000円が延滞金

納付額は、20,500円（本税）＋100円（督促手数料）＋1,000円（延滞金）＝21,600円となります

■延滞金の徴収について

●納付された延滞金は、町民税・固定資産税・軽自動車税などの一般税の場合は町の一般会計予算、国民健康保険税の場合は国保特別会計の予算として使われることになります
●延滞金の納付がないときは、延滞金の納付書を送付しています。また、分納中のため本税優先で納付されている人の場合、本税終了後に延滞金の請求をすることになります
●延滞金だけが未納の場合でも滞納処分の対象となります

■督促手数料について

納期限を過ぎると町では『督促状』を発送することとなります。『督促状』が送付された際には、督促手数料（100円）の納付が必要となります。

※納付の確認には日数（7～10日程度）を要するため、行き違いで『督促状』が送付される場合がありますのでご了承ください

知っておきたい エイズのお話

～大切なのは正しく知ること・防ぐこと～

問い合わせ　健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940

日本国内のHIV新規感染者数は、2010年の報告によると年間で1075人となり、ここ7年連続で1000人を超え、増加傾向にあります。

HIV感染症の治療は進歩しています。早期に治療を始めることにより、発病や病状の進行を抑えることができます。エイズのことをよく知り、予防することが大切です。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）
ウイルスの名前。からだを病気などから守っている免疫を徐々に破壊する。
▼**HIV感染者**：HIVに感染していても、エイズを発症していない人

無症候期
HIVに感染してもすぐに症状が出るわけではありません。自覚症状がなくても他の人に感染させることもあります。

AIDS（後天性免疫不全症候群）
「生まれた後にかかる（後天性）免疫の働きが低下すること（免疫不全）により生じるさまざまな症状の集まり（症候群）」という意味。つまり、病気の総称。
▼**エイズ患者**：エイズという病気を発症した人

HIVの感染経路と予防法

①**性行為感染**：HIVに感染した人とコンドームを使わない性行為（口・直腸での行為を含む）をすることで感染します。日本では感染経路の約9割が性行為によるものと言われています

▼**対策**：性行為の際はコンドームを正しく使いましょう

②**血液感染**：麻薬の注射やピアスの穴あけなど、注射針の共有によってHIVに感染した人の血液が体内に入ることで感染します　※日本の医療機関の注射器は使い捨てなので心配ありません

▼**対策**：麻薬や覚醒剤は使ってはいけません。ピアスの穴あけ器や血液がつきやすいかみそりなどは自分専用にしましょう

③**母子感染**：HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染します

▼**対策**：お母さんの感染がわかった場合、適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染を予防できます

●**HIVの感染力は非常に弱いので、こんなことでは感染しません**：▼空気や水▼せきやくしゃみ▼吊り革や手すり▼食事や回し飲み▼理・美容▼軽いキス▼握手や体と体の触れ合いやマッサージ▼一緒に入浴したりシャワーを浴びたりする▼傷のない肌への便や尿の付着

感染が心配なときは

感染の不安があるとき、検査を受ける決断をするまでに悩むのは当然です。そんなときは、保健所に相談してみましょう。エイズに関する無料電話相談を行っています。

▼**県土浦保健所**
☎821-5516
☎826-0606（エイズ専用電話相談）

検査を受けたいときは

感染の有無は血液検査（HIV抗体検査）で確かめられます。この検査は保健所において匿名で受けることができます。HIVに感染しても、感染初期には血液中に抗体やウイルスが検出されない期間がありますので、感染機会から3か月以上経過してから検査をお受けください。

▼**実施日時**　▼**日中検査**：毎週木曜日午前9時～10時（事前に電話予約必要）▼**夜間検査**：毎月第3木曜日午後5時～7時（予約不要）

▼**検査費用**　無料

▼**検査内容**　エイズ検査と併せて、クラミジア検査・梅毒検査を行うことができます

▼**検査結果**　翌週に再度来所し、結果を確認します。日中検査を受ける場合、エイズ検査だけは採決後おおむね1時間後に結果が出る『即日検査』という方法で検査を受けることもできます（夜間検査では即日検査は行っていません）

▼**問い合わせ**　県土浦保健所保健指導課エイズ担当☎821-5516

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？
町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国保年金課☎888-1111（131～135）

国民健康保険　国保係（131～133）

■健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳（平成24年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人）	▼基本項目：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目：貧血検査・眼底検査・心電図検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

■受診できる医療機関（町と契約している医療機関）

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	阿見3020-1	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
河合内科医院	荒川本郷2426	843-3301
さかえ医院	中央4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	荒川本郷1366-2	869-4820
若松クリニック	阿見4755-1	888-1171

■申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■受付期間

平成24年2月29日まで（土・日・祝日を除く）

■受診可能な期間

平成24年3月31日まで

■自己負担額の免除

下記に該当する人は健診費用が無料になりますので、申込時に手帳等の証明できる物をご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳でⒶまたはAの人）

後期高齢者医療　後期高齢医療福祉係（134・135）

■健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目：問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ※高血圧や糖尿病などで受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目（貧血検査・眼底検査・心電図検査）は別途料金で受診できます	無　料

■申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間（脳）ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■受付期間

平成24年2月29日まで（土・日・祝日を除く）

■受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター（東京医科大学茨城医療センター敷地内）

■受診可能な期間

平成24年3月31日まで
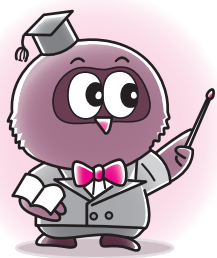
申告の際まで大切に保管を…

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国保年金課国民年金係☎888－1111（136・137）

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付（見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』（はがき）は、申告の際まで大切に保管してください。

■証明内容

▼1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額

▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

■注意事項

▼納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます

▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

●ご家族の保険料も納付している人

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。

このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書専用ダイヤルの照会用電話番号☎0570-070-117▼期間：11月1日～平成24年3月15日▼月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は午後7時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

■ご存じですか？　国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限られます）。

この申出については、月々の保険料を確実かつ円滑に納付していただくため、原則、口座振替をお申し込みいただくようになります。また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

■夜間開所の再開

7月から9月までの3か月間にわたり中止となっていました夜間開所を10月から再開しました。

▶**受付時間**：土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで

▶**時間延長**：週初の開所日　午後7時まで

▶**週末相談**：毎月第2土曜日　午前9時30分～午後4時まで

■問い合わせ

土浦年金事務所☎824-7121

高齢福祉

寝たきり・認知症などの高齢者および介護をされている人へ

社会福祉課高齢福祉係☎888－1111（161・163）

『在宅寝たきり高齢者等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。この慰労金を申請する際は、社会福祉課までお申し込みください。

●**申込期間（土・日・祝日を除く）**：平成24年1月4日（水）～1月31日（火）

●**申込方法**：直接社会福祉課に申し込む（印鑑持参）

●**支給月**：平成24年3月

■対象

平成23年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成23年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している、次に該当する人。

❶▼平成23年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（ただし3か月以内の入院は含む）▼右記期間に継続して介護保険サービス（1週間程度のショートステイを除く）を利用せずに介護している▼住民税非課税世帯に属している

❷▼平成23年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護している（ただし1か月以内の入院は含む）▼右記介護期間を含む4か月間継続して介護保険サービス（1週間までのショートステイを除く）を利用せずに介護している▼❶に該当する介護慰労金を受給していない

■支給額

❶10万円❷3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・町県民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、社会福祉課窓口に申請が必要です（申請後、郵送にて交付）。

■対象

平成23年12月31日現在65歳以上で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼**特別障害者**：▼身体障害者手帳1・2級に準じる人▼重度の知的障害に準じる人▼6か月以上寝たきりの状態にある人

▼**障害者**：▼身体障害者手帳3～6級に準じる人▼軽・中度の知的障害に準じる人

※身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

高齢者のおむつ代について、次に該当する人は医療費控除を受けられる場合があります。

■対象

平成23年12月31日現在65歳以上で、介護保険の要介護認定申請をした人で、おむつを使用している人。おむつを使用した年に作成された主治医意見書に▼**障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）：BまたはC**▼**尿失禁の発生可能性：あり**―の両方の記載が必要。

■必要書類

▼**1年目**：▼『おむつ代の領収書』▼『おむつ使用証明書』（医師が発行したもの・有料）

▼**2年目以降**：▼『おむつ代の領収書』▼『主治医意見書の内容を確認した書類』（町が発行したもの・無料）

※平成23年分の確定申告の対象となるおむつ代は、平成23年中に支出したものです

※『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付を受けるには、社会福祉課窓口に申請が必要です

問い合わせ

▼**介護慰労金・認定書の交付**：社会福祉課高齢福祉係☎888－1111（161）

▼**『主治医意見書の内容を確認した書類』の交付**：社会福祉課介護保険係☎888－1111（164）

▼**町県民税**：税務課町民税係☎888－1111（156）

▼**所得税**：竜ケ崎税務署☎0297－66－1303

障害者週間と障害者理解について
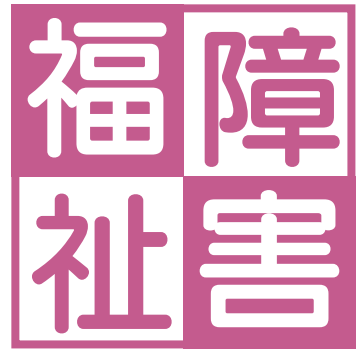
障害福祉課（総合保健福祉会館内）☎888－2943

障害者週間（期間は毎年12月3日～9日の1週間）

わが国の障害者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画」（平成14年閣議決定）においては、目指すべき社会として、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような「共生社会」は、すべての住民一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障害者基本法においては、基本的理念として、すべての障害のある人に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会･経済･文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

「障害者週間」は、障害者基本法により国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会･経済･文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されています。

町民の皆さまもこれを機会として障害者への理解を深め、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」について考えてみてください。

障害について

障害についての理解を進めるといっても、障害にはさまざまな種類があり、その状態も多様です。

●身体障害者

視覚、聴覚、平衡機能、音声･言語･そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓･じん臓･呼吸器･ぼうこう･直腸･小腸･免疫･肝臓）に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

○視覚障害は、まったく見えない「全盲」･眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」･見える範囲がせまい「視野狭さく」があります

○聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です

○平衡機能障害は、姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります

○音声･言語･そしゃく機能障害は、音声を発することができない･発生しても言語がない、音声･言語による意思疎通が困難である。そしゃく･えんか機能が障害により経管栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です

○肢体不自由は、手や足、体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ･筋ジストロフィー･脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害といいます

○内部障害は疾病等により心臓･じん臓･肺･ぼうこう･直腸･小腸･肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害者

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。町に在住の人には県から「療育手帳」が交付されます。

●精神障害者

統合失調症･うつ病等の気分障害･アルコールや薬物依存･その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、申請により県から「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

↖

●**発達障害者**

自閉症･アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害･学習障害･注意欠陥多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●**高次脳機能障害者**

病気や事故などで、脳が部分的に損傷を受け、記憶･注意･遂行機能･感情の障害、判断力の低下により、日常生活･社会生活に制限がある人をいいます。

共生社会をめざして

障害のある人もない人も、同じ地域で生きていくためには、普段の何気ない行動が大変重要になります。

○視覚に障害のある人は、歩道や視覚障害者用誘導用ブロックの上に自動車の駐車、自転車･荷物を置くと歩行できなくなりますので、自転車などを止めたり荷物を置かないことが大切です

○聴覚に障害のある人は、意思の疎通が図れないなどの悩みがあります。時間がかかりますが筆談が手軽な手段です

○歩道や通路に物が置いてあると車いすでは通行できません。物などを置かないことが大切です。また、お店で商品が高いところにあり手が届かない、段差があり車いすが通行できないというような困ったところを見かけたら声をかけてみてください

○内部障害は外見からは分からないため、理解されにくい障害です。医療機関に定期的に通院する人には理解と時間への配慮が必要です。人ごみや電車の中での携帯電話の使用はペースメーカーに影響があります。タバコは喫煙場所で吸ってください。呼吸器に影響があります

○知的障害者にはゆっくり丁寧に簡単な言葉で話しかけてください。また、会話でのコミュニケーションがとれない人にはジェスチャーや表情でコミュニケーションを図ってみてください

○精神障害者は適切な治療を継続して受けることにより、症状が安定しています

以上いくつかのことを述べさせていただきましたが、大事なことは障害者を特別な目で見ないで、障害者の抱える問題に関心をもっていただきたいということです。障害を理解しやさしさとゆっくりとした気持ちを持って接していただきたいと願っております。

町では「障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいある生活を営める町」を目指して、取り組んでまいります。

障害者の就労支援

障害者が就職を目指すとき、各種相談機関･訓練･制度がご利用いただけます。

〔就労に関する相談支援〕

障害者就業･生活支援センターかすみ、町障害福祉課では、ニーズや課題に応じてご相談に応じます。

〔就労移行支援･就労継続支援〕

一般就労に向けて、事業所内での作業や、企業における実習、適正に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援を行います。（申込み先：町障害福祉課）

〔求職登録･職業紹介〕

ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを照合して職業紹介を行います。障害者枠の職業紹介もあります。

〔障害者の雇用に対する支援･助成制度〕

ハローワークでは、障害者の雇用に対する、各種支援･助成制度をご案内します。

■**問い合わせ**

▼町障害福祉課（阿見町）☎888-2943 ▼ハローワーク土浦（土浦市）☎822-5124 ▼障害者就業･生活支援センターかすみ（土浦市）☎827-1104

◎お願い　公的機関や店舗などに車いすのマークが描かれている駐車スペースは、歩行に困難のある障害者や高齢者などのために設置されているものです。それ以外の人は車を止めないでください。

都市軸道路・国道125号バイパスは、『景観形成道路』に指定されています

都市計画課☎888－1111（244）
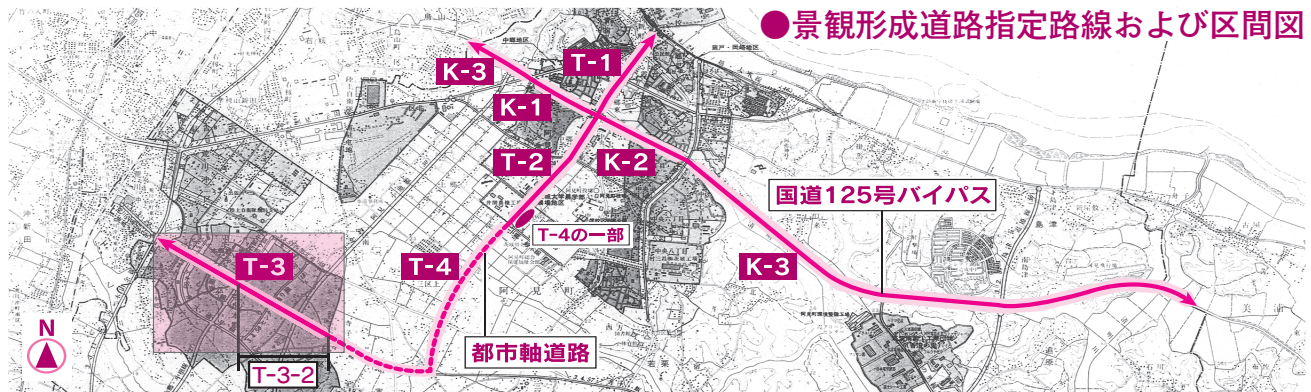
●景観形成道路指定路線および区間図

景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。次の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（上記路線および区間図参照）。

❶都市軸道路（都市計画道路新町・中郷線、中郷・寺子線、荒川沖・寺子線）およびその沿道

❷国道125号バイパス（町内区間）およびその沿道

また、将来の景観形成の方向性等から区間を分け、その区間ごとに沿道の景観づくりを進めています。

指定を受けると…

景観形成道路は、区間ごとに景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくことになります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）―などに関するルールを定めています。

届出制度

景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転―などの行為は、事前にその内容を町に届け出ていただく必要があります。

景観形成道路に係る行為の届出は左図のように行います。（上記図面の破線部分を除く）

助成制度

良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。

●沿道景観整備補助金
▼届出の対象や延べ面積により助成金を交付

●沿道緑化補助金
▼沿道景観に潤いを与える緑化に対して、高・中・低木ごとに助成金を交付

●届出の流れ●

計画づくり
基準の内容に基づき、計画づくりを行う

事前相談
事前に都市計画課に相談しておくと、以後の手続きがスムーズに行えます

届出
行為に着手しようとする日の30日前までに必要な書類を都市計画課に提出する

審査・チェック
都市計画課・町景観審議会などで基準との整合性を審査。必要な場合は町が助言・指導を行う

受理
基準の内容に沿った計画として、行為の届出を受理

行為に着手
建築基準法による確認申請などの法的手続きも完了した後、行為に着手する

▼景観形成ガイドライン　http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/keikankeisei.htm
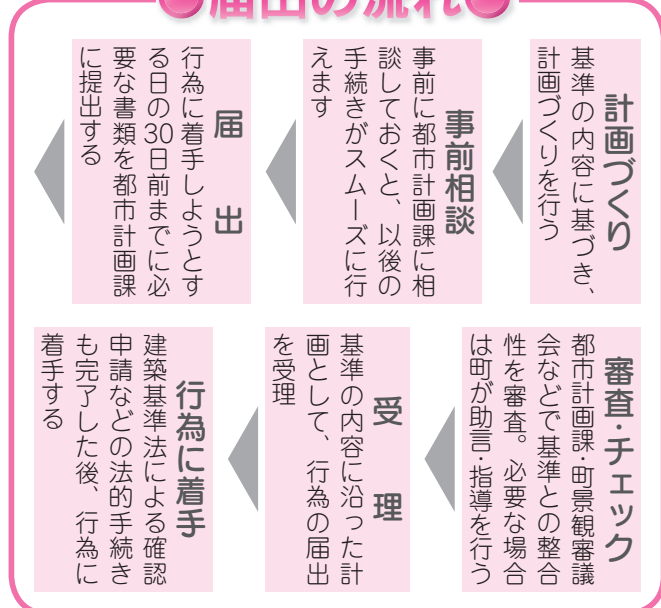
身近な自然を創り育もう

みどり豊かなまちづくり

都市計画課☎888－1111（244）

■沿道景観整備事業の取り組み

町では、平成21年度から、『景観形成道路』である国道125号バイパスの沿道について、「のびやかに広がる緑豊かな田園景観を守る」ことを目的として、町民ボランティア団体などの皆さんや県との連携・協働により、沿道景観の美化・維持に努めています。草の成長時期に合わせ、年2回のボランティア活動の支援、県の除草作業の調整、また、沿道斜面の除草作業を行っています。

▲6月のボランティア活動の作業範囲

■年2回のボランティア活動

毎年6月には、地元ボランティア・陸上自衛隊曹友会・UR都市機構の皆さんや町職員互助会のご協力のもと、除草・ごみ拾いの清掃活動を行っています。今年は約180人が集まり、竹来下の信号から竜ケ崎阿見線バイパスまでの範囲を作業しました。

また、毎年10月には、南平台125号バイパス除草ボランティアの皆さんによる清掃活動が行われます。今年は天候にも恵まれ、小中学生も含む40人の皆さんが作業を行いました。

皆さんのご協力により、良好な景観を維持できています。ご協力ありがとうございます。

▲ボランティア活動の様子（10月実施）

■町民の森について

『町民の森』は、町景観条例第7条により、町の特徴でもある平地林などの貴重な市街地のみどりを保全し、うるおいある市街地景観を創出するため、地権者のご協力のもと、町が指定し、その保全を図っています。

『町民の森』は、訪れる人が気軽に森の中を散策し、健康維持増進やレクリエーションの場として利用できるよう快適な自然空間づくりを目指しています。町では、現在までに中央と若栗の2か所を『町民の森』に指定しています。

町民の森（若栗）では、里親の皆さんにより花壇やベンチなどが設置され、憩いの場としてご利用いただいています。

▲『ワッカクル里山の森』 町民の森（若栗）

一昨年に指定されたばかりの町民の森（中央）でも、今年から里親の皆さんの活動により、花壇に花が植えられたり丸太の簡易イスなどが設置されました。

▲新たに看板が設置された町民の森（中央）

■里親とは？

月1回程度、除草・枝打ち・清掃など、町民の森のお世話をしてくれる人たちです。活動に必要な消耗品などについては、『みどりの基金』を財源とした助成制度を活用しています。

■ご利用にあたって

町民の森には駐車場がありません。周辺にお住まいの人のご迷惑にならないよう、マナーを守ってご利用ください。

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
町には、学校区児童館（阿見中学校プール隣）と二区児童館（二区保育所隣）の２つの児童館があります。児童館は、乳幼児とその保護者・小中高生が自由に利用できるところです。詳しい活動内容については、各児童館にお問い合わせください。
（お問い合わせ）
▼学校区児童館☎887－4093 ▼二区児童館☎843－3282

児童館の活動

乳幼児とその保護者を対象として、『育児サークル』を行っています。活動内容は、絵本の読み聞かせ·手あそび·リズムうんどう·作ってあそぼう—などです。
また、多くの親子に参加していただけるように、『うごく児童館』として町内の公民館や公園に出向き、体操や絵本の読み聞かせなどの活動を年に数回行っています。今年は、君原公民館や町民体育館などで開催しました。今後も開催を予定していますので、お友達を誘って遊びに来てください。なお、この活動は民生委員児童委員·更生保護女性の会·子育て支援センターにもサポートしていただいています。

児童館行事·小学生対象クラブ活動

小学生を対象にクラブ活動をしています。一輪車·ダンス·押し花·粘土細工—などのクラブがあります。今年も、学校区児童館·二区児童館ではダンスクラブが『まい·あみ·まつり』のジュニアフェスに出場しました。
児童館行事として、レッツパーティーやおもちつき会、児童館まつり（楽しい広場：学校区、わくわくランド：二区）などや季節ごとの楽しい行事も企画しています。
参加者はそのつど募集していますので、参加したいお友達は各児童館にお問い合わせください。
また、二区児童館ではふれあい地区まつりに参加し、ダンスや歌を披露しています。

母親クラブの活動（どんぐりクラブ：学校区、さくらんぼクラブ：二区）

母親クラブは、阿見町に在住している母親を中心に構成されています。子育てや健全育成について学び合いながら、地域の活動に積極的に参加しています。
○どんぐりクラブ
ミュージックベル·コーラス（年に数回ミニコンサート·デイサービスにおいて活動）·バドミントン·手芸·きりん（親子ふれあい遊び·季節のイベント）
○さくらんぼクラブ
ポッキー（人形劇·エプロンシアター）·ちゅーりっぷクラブ（フラワーアレンジメント·オーナメント作り）·ひよこグループ（親子ふれあい遊び·季節のイベント）

各保育所·保育園についての問い合わせ：児童福祉課☎888－1111（168）

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 23年度・第3回

CO2（二酸化炭素）排出権取引のもうけ話に手を出さないで！

「地球にやさしい環境ビジネス」をうたい文句にしたCO2排出権取引（※1）のもうけ話に関する相談が震災後全国的に急増しています。

原発事故の影響で電力不足が懸念されるなか、「火力発電所の再稼働によりCO2が増えるので、排出権取引が増え価格が上がる」「必ずもうかる」などの誘い文句で勧誘してきます。

阿見町でも、6月ごろからCO2排出権取引の電話勧誘が増え、実際に被害にあった人もいます。
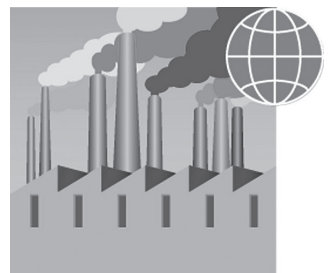
●事例

「CO2排出権取引をご存じですか」と電話がかかってきた。後日業者が自宅に訪問してきて、CO2排出権取引の勧誘を受けた。取引の仕組みはよく理解できなかったが、必ずもうかると言われ環境の手助けになればと思い契約し、200万円を渡した。

しかし、3日後「価格が下がったので追加金100万円が必要だ」と言われた。さらにお金が必要になるとは思わなかった。納得できない。

●アドバイス

この業者は、CO2排出権そのものを取引しているのではなく、CO2排出権のCFD（差金決済）取引（※2）を行っていました。これは預けたお金（証拠金）の何十倍もの取引を行うため、預けたお金以上の高額な損害を被ることもあるリスクの高い取引で、プロの投資家にとっても複雑なものです。知識や経験のない一般の消費者は、絶対に手を出してはいけません。

CO2排出権は、商品先物取引法での指定商品にも、金融商品取引法の金融商品・金融指標にも含まれていないため規制の対象外となっています。

法律のすき間をついた取引といえますので、取引をするつもりがなければ、はっきりと断りましょう。

※1　排出権取引

『京都議定書』で定められた地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO2など）の排出量削減目標値を達成するため、目標値よりもさらに削減できた国や企業が、その余剰分をほかの国や企業に売ることができる取引。この温室効果ガスの大部分を占めるCO2の排出量（排出権）を売買する取引が欧州などの市場（取引所）で行われている。

※2　CFD（差金決済）取引

市場の価格相場を参照して、取引開始時に買った（売った）価格とその後で売った（買った）価格の差額によって決済する取引で、市場を通さない。

問い合わせ：▼町消費生活センター☎888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課☎888-1111（172）

町民活動・ボランティア情報の流れ

町民活動推進課☎888－1111（271・273）

町では、「町民活動センター」を中心として町民活動・ボランティア活動情報をご案内しています。下の図は情報の流れなどを示したものです。
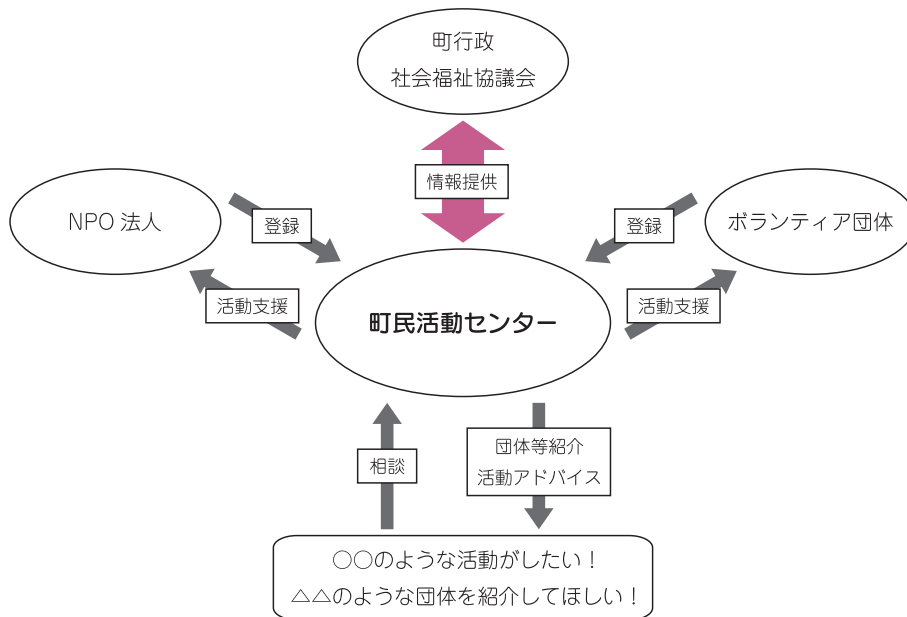
これから活動を希望される人には、その活動に合わせたアドバイスや団体等紹介をおこないます。また、すでに活動されている団体に対しては、その情報を町民活動センターに登録していただくことにより、広報支援をはじめとして、他団体や活動を希望される個人とのコーディネートを図るといった活動支援をおこなっています。ぜひ、このような活動支援を通じて、皆さんの町民活動・ボランティア活動をより良い形へとつなげていただきたいと思います。

ワンポイント講座

● NPOってなんだろう？

NPOとは「NonProfit Organization」の略で、日本では「民間非営利組織」と訳されています。NPOと聞くと「NPO法人（特定非営利活動法人）」のことだけを指すと思われる人も多いようですが、法人格を持たない任意のボランティア団体等でも、民間の組織でありかつ公益を目的として非営利の活動を展開する団体は、一般的にNPOに含まれます。町では、これらの団体を「町民活動団体」とも呼んでいます。

● NPOってお金を取っていいの？

NPOは非営利の組織なのだから、活動を展開するうえでお金を取ってはいけないのではないかとよく誤解されることがありますが、決してそうではありません。「非営利」とは、収益を自己の経済的利益とせず、社会に再投資することと言えます。つまり、お金を取ることがダメなのではなく、むしろ次の事業を実施するためや継続した組織運営のコストに充てるために、資金を集める必要があるのです。

■町民活動センター
●住　　所　〒300-0331　阿見町阿見2958　マイアミ・ショッピングセンター3階
●電話・FAX　888-2051
●Eメール　ami-vol@bz01.plala.or.jp

薄暮時・夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、特に注意が必要です

町民活動推進課☎888－1111（271・272）

●歩行者・自転車の人は…

夕暮れ時や夜間に外出するときは、視認性の高い白っぽい服装や反射材を身につけるなど、車の運転者に自分の存在を”**知らせる**”工夫をしましょう。道路を横断するときは無理に渡らず、車が止まるか途切れるまで待ち、余裕を持って渡りましょう。近くに横断歩道があるときは、少し遠回りでもそちらを利用しましょう。

●運転する人は…

暗くなると、ライトを点灯していない車は遠くに感じられるため、歩行者やほかの通行車両が距離感を誤る場合があります。自車の接近を気付かせるためにも、早めのライトオンで交通事故を未然に防止。特に暗い場所ではスピードを十分落とし、ハイビームに切り替えるなど、道路の状況に応じた運転をしましょう。

年末年始は、飲酒運転による交通事故が増加傾向！

飲酒運転は**悪質な故意犯**です

飲酒運転による事故の代償

経済的代償 → 被害者への保証
保険金の一部がでない場合も

社会的代償 → 会社からの解雇・減給など
信頼・地位の損失など
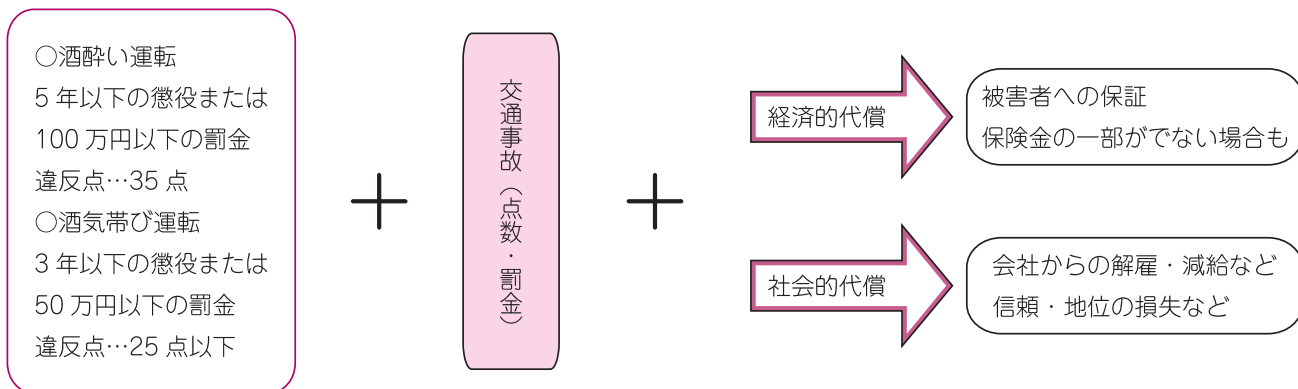
路面状況の急変に注意！

■この時期、寒冷地や標高の高い道路などでは、天気が急変して冷え込み、路面が凍結状態になるおそれがあります

■寒冷地や峠道を車で通行するときには、路面状況の急変に備え、**スタッドレスタイヤ**を装着するか**タイヤチェーン**を携行しましょう

■凍結・積雪路面で**急なハンドル・アクセル・ブレーキ操作**をすると、スピンや横滑りが発生しやすいので、できる限り**ソフトな操作**を心がけましょう

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒になって進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。4月から9月にいただいた94件のご意見等から一部を紹介します。

その他のご意見等については、町ホームページ、役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館の各施設で閲覧することができます。内容については、一部修正を加えて掲載しています。

●防災行政無線の設置について

【意見等】

東日本大震災時、当町で実施した阿見小校庭での給水、役場庁舎前での非常食の配付等、身近な地域でも情報が無く利用することができませんでした。

後日、町議員の私的情報紙で町の状況、被害等様子を知ることができました。町からは事後の報告のみです。

牛久市では、災害時のみならず、市の情報伝達方法として街頭放送を実施しております。

これらは防犯、その他にも広く利用できるかと思います。当町としても設置の検討をしてはと思います。

災害当日、広報車らしき車が走っているようでしたが、良く聞こえず、意味不明でかえって混乱を来すようでした。

【回答】

東日本大震災の際、町民の皆さまへの情報伝達につきましては、広報車の活用や新聞折込等により対応いたしましたが、町民全体へ十分に周知することができず、申し訳ありませんでした。

非常時、災害時に町民の皆さまへ情報を伝達する手段の確保は重要でありますので、今年度、防災行政無線を含めた情報通信設備の基本調査を行い、阿見町に最適な情報伝達手段について費用面や運用面等を含め検討し、町民の皆さまに速やかに情報が伝達できる体制を整えたいと考えております。（町民活動推進課扱い）

●家庭でのゴミ焼却について

【意見等】

子どもの頃からの悩みなのですが、家庭でゴミ焼却が行われる際の煙に大変迷惑しています。

煙が広範囲に拡散し、出どころが分からないため、やめるよう交渉しようにもできません。私の近所に限らず、家庭でゴミ焼却をしている家が多いと思います。

私は阿見育ちですが、なぜ阿見の人は「ゴミの日」があるのにもかかわらず、（特に住宅地の）家庭でわざわざゴミを焼却するのか、疑問に思います。

大人になった今、吐き気はなくなりましたが、現代の子どもたちと環境に与える影響は大きいと思います。（しかしすべてを禁止してしまうと子どもたちが焼き芋もできなくなる、とも思います。）

もしかしたら燃やす人は、煙が環境や人体に与える影響についての知識が無いのかなと思います。

家庭でゴミ焼却をするなどといった風潮がなくなり、ゴミ出しが定着すれば良いと思いますので、広報活動をよろしくお願い致します。

【回答】

野焼きに関する法律は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の改正により、廃棄物焼却の禁止規定が盛り込まれて平成13年4月1日施行されております。

悪質な違反者には、同法第16条の2により罰則規定も適用されます。

しかし、例外規定も幾つかあり、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（焚き火・キャンプファイヤーなど）については、その限りではありません。

ただし違法ではないものであっても、苦情が寄せられた場合は、指導の対象となりますので、実施する際は、あらかじめ周囲に周知を行い、ご理解をいただき実施すれば、問題はないと思います。

住民の中には、禁止規定の認識がない人、住宅事情の変化により迷惑行為であることの認識をされない人が多数いるように思われます。

町では、野焼きの件で通報があった場合は、現場へ出向き、指導を行っているところです。

また、ご指摘のような焼却・野焼きに関しまして、情報・クレームがあった地区には、区長さんに相談・調整を行い、回覧等で周知をお願いし再発防止に努めたいと考えております。（廃棄物対策課扱い）

問い合わせ　秘書課広聴係
☎888－1111（281）

「町長への手紙」 皆さんのご意見をお寄せください

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒になって進めていくために、町政に対して「私はこういう考えをもっている」「こうしてほしい」など、日ごろ思っているご意見やご提案をいただきたいと考えています。寄せられたご意見やご提案は、すべて町長が拝見し、必要に応じて回答を差し上げるとともに、今後の町政運営の参考とさせていただきます。

手紙は、電子メールやファクシミリでも受付しています。ご意見などをお寄せいただく際は、住所・氏名・電話番号──などをご記入の上、送付くださるようお願いします。

なお、お寄せいただいたご意見などは、プライバシーに配慮し、内容の要旨のみを広報紙・ホームページなどで公表させていただく場合があります。

阿見町長

のりしろ

ご住所	阿見町	性　別	男　・　女
		年　齢	歳
ふりがな お名前		ご職業	
電話番号		回答が必要ですか	必要　・　不要

※この欄には何も記載しないでください

のりしろ

のりしろ

のりしろ

～町長への手紙を送るには～

●郵　　送　この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください

●投かん箱　役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館 ── の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください

●ファクシミリ　用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください

●電子メール　町ホームページのトップページ下段『町長への手紙』を参照し、送信してください

●問い合わせ　秘書課広聴係☎888-1111（281）FAX 887-9560

▼ホームページ:http://www.town.ami.ibaraki.jp/ ▼Eメール:tegami@town.ami.lg.jp

300-0390

阿見町中央一－一－一

阿見町長　行

（町長への手紙）

（切手をはらずにこのまま投かんしてください）

〈折れ線〉

ご協力ありがとうございました

まい・あみ・まつり2011 決算報告

御礼の挨拶

まい・あみ・まつり２０１１
実行委員長　野口　雅弘

22回目を迎えた「まい・あみ・まつり」は、『がんばろう阿見町』をテーマに、多くの来場者のもと８月６日、７日で開催されました。

今年は、東日本大震災の影響で例年より一か月遅れの実行委員会の設立となり、まつり開催の是非について検討を重ねたところ、『祭り』でみんなが元気になり、当町も含め被災地を応援できるとの思いで開催を決めました。

そして、多くの皆さまのご協力と数々の励ましのお言葉を力に、盛大なまつりとして無事に終了できました。

これも、震災後の厳しい情勢にもかかわらず、個人・団体・企業の皆さまからの多大なるご協賛とお力添えのおかげであり、心より感謝申し上げます。

今年は、ステージと路上の両イベントが楽しめる時間配分を工夫したことにより、会場の一体感が感じられる「祭り」になったと思います。

最後に、皆さまがふるさとの発展を思う情熱で来年も「まい・あみ・まつり」が盛大に開催されますことを祈願しましてお礼の挨拶といたします。

■まい・あみ・まつり 2011　収支決算内訳

●対象期間　平成 22 年 11 月 1 日～平成 23 年 10 月 31 日（単位：円）

収入 15,730,673

項目	金額
雑収入	321
前年度繰越金	1,132,693
東日本大震災義援金	214,832
協賛金	3,382,827
町補助金	11,000,000
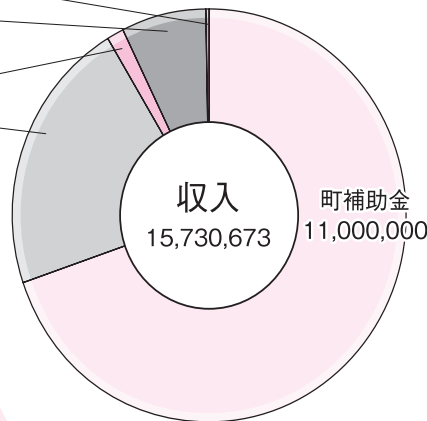
支出項目の主な内容

▼交際費：祝儀・会費等▼需用費：消耗品・食糧費等▼役務費：切手・はがき・保険料等▼委託料：電気設営委託等▼使賃料：機器借上・コピー代等

支出 14,016,196

項目	金額
備品購入修繕費	438,309
使賃料	2,203,566
委託料	617,000
役務費	136,677
需用費	1,231,704
交際費	27,000
事務局臨時職員賃金	392,800
東日本大震災義援金	300,000
各部会へ交付	8,669,140
ステージ式典部会	4,057,620
警備運行部会	1,480,548
広報協賛金部会	588,170
パレード神輿部会	2,542,802
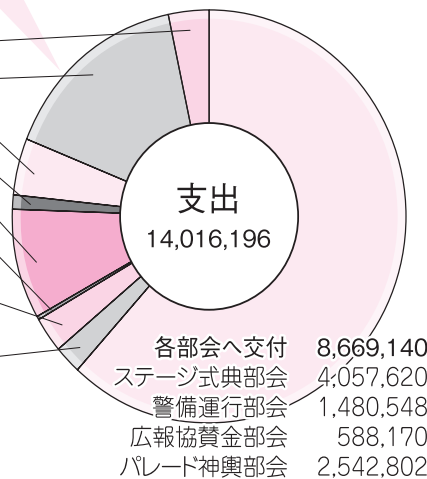
▼まいあみ基金の状況
今期末残高 1,503,603 円

▼収入－支出＝ 1,714,477 円は、運営資金として来期へ繰り越します

■『まい・あみ・まつり 2012』実行委員募集

『まい・あみ・まつり 2012』の実行委員会を間もなく立ち上げます。楽しいまつりにするためのアイデアなど、皆さんのご意見をぜひお寄せください。合わせて、まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』も募集しています。ご希望の人は、１月末までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ　〒 300-0392　阿見町中央 1-1-1 役場内
『まい・あみ・まつり事務局』☎888-1111（173）

町消防本部からのお知らせ

火災の発生を早く知るために
住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月1日からすべての住宅に設置が義務化されました

問い合わせ　消防本部☎887-0119

■奏功事例の紹介

住宅用火災警報器を設置したことにより、命を救われた例・大事に至らなかった例など奏功事例が、全国から数多く消防庁に報告されています。

共同住宅1階の居住者が不在時に、そこから住宅用火災警報器の鳴動音がした。近隣住民がそれに気づいてすぐに119番通報し、ぼやで消し止めることができた。

居住者が居室で喫煙中に、たばこの灰が寝具の上に落ちたことに気づかずに寝てしまい出火した。住宅用火災警報器が鳴動したことから、目を覚まして初期消火を実施し、被害を最小限に食い止めることができた。

居住者が1階台所ガスコンロのグリルで魚を焼いている途中、買い物のため外出した。過熱により発生した煙を2階階段に設置していた住宅用火災警報器が感知して鳴動した。2階にいた家族がそれに気づき、1階に降りたところ室内に煙が充満しているのを発見し、119番通報した。

■設置場所

▼寝室：就寝に使用する部屋（子ども部屋なども含む）の天井または壁面

▼階段：就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面

平屋建住宅の設置例

寝室　居間　子ども部屋※就寝使用

2階建住宅の設置例

階段室　居室　子ども部屋※就寝使用　リビング　寝室
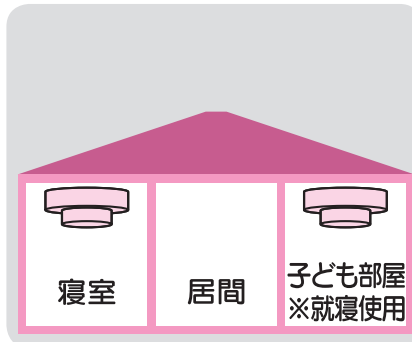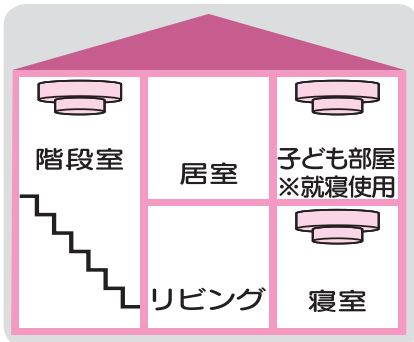
■設置対象

次に該当する住宅は、設置が義務化されています。

▼戸建て住宅

▼共同住宅

▼併用住宅（店舗併用・事務所併用）の住宅部分

■購入先

防災業者やホームセンター、家電販売店などで取り扱っています。購入の目安として『煙式』のもので『NSマーク』がついている機器を選びましょう。

石油ストーブの安全な使用方法

今年の冬は、今夏に引き続いて節電意識の高まりにより、エアコンの使用を控えて石油ストーブを使用するご家庭が多くなることが想定されます。

石油ストーブを使用するときは、十分な点検・整備を行い、安全装置が正常に作動するか確認してください。

また、取扱説明書をよく読んで、正しい使用方法で使用しましょう。

▶まわりに燃えやすいものを置かない
▶洗濯物はストーブの上に干さない
▶スプレー缶を近くに置かない
▶部屋に誰もいないときは必ず消す
▶給油するときは火を消してから行う
▶ストーブはつけたまま持ち運ばない
▶換気を必ず行う

年末年始の業務

■町施設

●役場・うずら出張所・総合保健福祉会館・水道事務所

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
※12月29日(木)～1月3日(火)までは閉庁とさせていただきます。出生・婚姻・死亡届などは、役場で日直が受付します
▼**問合せ**　▼役場☎888-1111▽総務課(213)▽町民課(122)▽収納課(146)▼うずら出張所☎841-1167▼総合保健福祉会館☎888-2940▼水道事務所☎889-5151

●保育所・児童館・放課後児童クラブ

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　児童福祉課☎888-1111(167)

●福祉センターまほろば

▼**年末**　12月27日(火)まで
▼**年始**　1月5日(木)から
▼**問合せ**　福祉センターまほろば☎887-3969

●公民館・ふれあいセンター・町民体育館

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　▼中央公民館☎888-2526▼君原公民館☎889-1363▼かすみ公民館☎888-8111▼本郷ふれあいセンター☎830-5100▼舟島ふれあいセンター☎840-2761

●総合運動公園

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
※芝の管理(養生など)のため、町民球場・野球場・多目的広場・陸上競技場(フィールド内)は12月12日(月)～平成24年2月29日(水)まで貸し出しを中止します
▼**問合せ**　生涯学習課☎888-1111(328)

●図書館

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　図書館☎887-6331

●教育相談センターやすらぎの園

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　教育相談センター☎888-1225

●町民活動センター

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　町民活動センター☎888-2051

●予科練平和記念館

▼**年末**　12月28日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼**問合せ**　予科練平和記念館☎891-3344

■町以外

●うしくあみ斎場

▼**年末**　12月31日(土)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
※12月31日(土)は受付・火葬のみで通夜はできません
▼**問合せ**　うしくあみ斎場☎830-9888

■衛生業務

●霞クリーンセンター

▼**粗大ごみの申し込み**

▼**年末**　12月14日(水)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
※年末は電話がかかりにくくなりますので、ご了承ください
※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に貼ってください

▼**ごみ(粗大ごみ含む)の直接搬入**

▼**年末**　12月29日(木)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
▼月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～4時
▼土曜日：午前9時～11時　※12月24日(土)のみ、午前9時～11時30分、午後1時～4時
※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めにお願いします
※50kgまでは無料。50kgを超えた分については、10kgあたり150円の処理手数料が必要となります

▼**ごみ収集業務**

ごみ収集カレンダーのとおりです。午前8時30分までに指定集積所に出してください。

▼**年末**　12月30日(金)まで
▼**年始**　1月4日(水)から
※12月30日(金)・1月4日(水)は、全地区『燃えるごみ』のみ回収します
※年始は1月5日(木)から平常業務となります
※集積所付近にお住まいの人のご迷惑になりますので、休業期間中は絶対にごみを出さないでください
▼**問合せ**　霞クリーンセンター☎889-0091

◇　◇　◇

●し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み

12月15日(木)までに担当業者にお申し込みください。年始は1月4日(水)から受付します。
なお、処理場(龍ケ崎地方衛生組合)については、年末は12月28日(水)まで、年始は1月4日(水)から平常どおり行います。
▼**問合せ**　▼黄金開発☎887-0209▼カスミ衛生☎887-0808

〈広告欄〉

■第64回町成人式典

▼**期日** 平成24年1月8日(日)
▼**時間** ▼**受付**:午前9時15分から▼**式典**:10時から ※式典終了後、記念写真撮影
▼**場所** 町民体育館
▼**対象** 町に住民登録している平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの人 ※町外転出の参加希望者は、左記にお問い合わせください
▼**問合せ** 中央公民館☎888-2526

■多重債務相談窓口

水戸財務事務所では、多重債務に陥ってしまった人からの相談を受けています。状況をお聞きし、債務整理方法のアドバイスや、必要に応じ法律の専門家への引き継ぎも行っています。一人で悩まず、お電話ください。
▼**時間** 土・日・祝日を除く午前8時30分～正午・午後1時～4時30分
▼**電話番号** 029-221-3190
▼**相談料** 無料
▼**問合せ** 財務省関東財務局水戸財務事務所多重債務相談窓口☎029-221-3190

■戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。
▼**対象** 旧ソ連またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有する、ご存命の人
▼**請求受付期間** 平成24年3月31日まで
▼**その他** 請求書類をお持ちでない人は、当基金からお送りしますので、お電話ください。また、既に特別給付金を支給された人は、再度の請求はできません
▼**問合せ** 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当☎0570-059-204（ナビダイヤル）▼IP電話・PHSからは03-5860-2748 ※土・日・祝日を除く午前9時～午後6時

体協だより

■ミックステニス大会（ダブルス）

▶**期日** 平成24年2月19日(日)
※予備日:26日(日)
▶**場所** 総合運動公園・県立医療大学テニスコート
▶**募集人数** 48組（定員で締切）
▶**参加料** 1組3,000円(当日徴収)
▶**申込方法** 平成24年1月1日(日)～27日(金)まで（13日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。ペアの一人が条件を満たしていれば可。申込後に資格を満たさなくなる変更があった場合受付順を最後にする。一般は14日(土)から）に、Eメール（氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦績・ドロー発送方法を明記）・ファクシミリ（申込用紙は役場3階生涯学習課・総合運動公園管理棟に備え付け。下記ホームページからも入手可）で下記に申し込む▼**Eメール**:mansei99@jcom.home.ne.jp ▼**FAX** 888-1055（午前9時～午後9時。時間厳守） ※必要事項に不備がある場合受付不可
▶**その他** ▼希望者のみドロー表送付(Eメールまたは郵送。1組1通) ▼キャンセルは1月27日(金)まで▼複数組申込の場合、上からランク順に記入▼エントリー確認は下記ホームページで照会可
▶**問い合わせ** 町体育協会テニス部代表 倉持☎841-6878▼**大会用ホームページ**:http://www.geocities.jp/amitennis2005/

■各種大会の結果（敬称略）

●**町長杯争奪学童野球大会**

期　日	9月24日(土)・25日(日)
場　所	総合運動公園町民球場
成　績	▽**優勝**:本郷イーグルス▽**準優勝**:阿見ヤンキース▽**3位**:阿見上郷ジャガーズ
	▼**個人賞**▽**最高殊勲選手賞**:井村海斗（本郷イーグルス）▽**優秀選手賞**:大徳光輝（阿見ヤンキース）▽**敢闘賞**:芝啓太（阿見上郷ジャガーズ）▽**特別賞**:田中健太郎（竹来ジュニアスターズ）、岡田葵（舟島マリナーズ）

■問い合わせ

町体育協会事務局（生涯学習課内）
☎888-1111(340)

平成24年度成人特例入学者選抜試験

県立土浦第一高等学校（定時制課程）で学びませんか？

現在、本校定時制課程には50歳以上の人が5人在籍しています。さまざまな事情により学ぶ機会を失ってしまった人を、職員一同全力で応援します。

▼**受験資格**　平成24年4月1日時点で、20歳以上の人
▼**受付期間**　平成24年2月2日（木）～6日（月）まで
▼**試験期日**　平成24年3月6日（火）
▼**問合せ**　県立土浦第一高等学校定時制教務部☎822-0137　※土・日・祝日を除く午後2時～9時

自賠責保険・共済の有効期限の確認を！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です。

特に車検制度のない250cc以下のバイクは、有効期限切れやかけ忘れにご注意ください。

▼**問合せ**　国土交通省関東運輸局茨城運輸支局輸送・監査担当☎029-247-5244

牛久警察署から

●性犯罪被害相談窓口

性犯罪（強姦・強制わいせつなど）の被害に遭った場合、大きなショックを受け、どうすればよいかわからないまま、誰にも言えずに悩み苦しむ被害者の人もいます。警察では、このような性犯罪被害者を支援するため、女性の心理カウンセラーが相談に応じています。

▼**時間**　土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
▼**電話番号**　029-301-0278

●犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族、身体に重傷病を負った被害者の人、障害が残った被害者の人に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給して、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。なお、給付金は法令で定められた一定の要件を満たした場合に支給されます。

▼**給付対象**　▼**遺族給付金**：犯罪によって亡くなられた被害者の第1順位の遺族▼**重傷病給付金**：犯罪行為によって重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSDなどの精神疾患については、加療1か月以上かつ3日以上の労務不能））を負った被害者本人▼**障害給付金**：法令に定める障害（1級～14級）が残った被害者本人

●関係機関・団体の相談窓口☎

▼県犯罪被害者相談窓口☎029-301-7830▼(社)茨城被害者支援センター☎029-232-2736▼法テラス犯罪被害者支援ダイヤル☎0570-079-714▼水戸地方検察庁被害者ホットライン☎029-221-2199▼(財)県暴力追放推進センター☎029-228-0893

●問合せ　牛久警察署☎871-0110

『原子力発電所事故被害者救済支援センター』設置

県弁護士会では、東京電力福島第一原発事故の被害者の人が適正な賠償を受けられるよう支援するため、標記センターを設置しました。

▼**内容**　次の業務を行う弁護士を紹介します▼原子力損害賠償に関する相談（3回まで無料）▼東京電力に対する損害賠償請求の代理（有料）▼紛争解決センターへの和解仲介の申立ての代理（有料）▼原子力損害賠償支援機構に対する仮払請求の代理（有料）
▼**対象**　個人・事業者を問わず、原発事故により損害を受けた人（他県からの避難者も含む）
▼**時間**　土・日・祝日を除く午前10時～午後3時
▼**電話番号**　029-222-7072
▼**問合せ**　県弁護士会☎029-221-3501

県最低賃金692円に改正

茨城労働局では、県最低賃金（地域別最低賃金）を**時間額692円**（改正前690円、引き上げ額2円）に改正しました（10月8日から適用）。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

▼**問合せ**　茨城労働局労働基準部賃金室☎029-224-6216

年末年始（12月29日～1月3日）は休館です

●第4回所蔵資料展『重キ勤メヲナシオヘテ — 除隊記念品展』開催

明治維新により近代国家としての一歩を歩み出した日本。大日本帝国憲法に徴兵の義務が明文化され、成人男性は一定期間兵役の義務を負いました。無事に満期をむかえ故郷に帰った人たちは、帰郷のあいさつも兼ねて記念品を配りました。今回の展示では、盃（さかずき）を中心とした明治期の除隊記念品とあわせて、当館所蔵の陸軍関係資料を展示します。

開催日時 11月29日㈫～平成24年3月25日㈰ 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）／月曜日休館（月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館）

場　所 予科練平和記念館20世紀ホール

観覧料 常設展観覧料に含まれます／大人500円（400円）、小中高生300円（240円） ※（　）内は20人以上の団体および各種割引・カード提示による割引料金

●元予科練生や戦争体験者のインタビューを撮影しています

予科練平和記念館では、貴重な証言を次世代に残すため、元予科練習生や戦争体験者のインタビューを撮影しています。

平成18年度から撮影をスタートし、現在までに29人の貴重な体験談を記録しました。

今年度は、1930（昭和5）年に第1期の予科練習生として入隊した人（96歳）ほか3人の撮影を行っています。

前年度までに撮影した人のお話は、町発行書籍『続・阿見と予科練～そして人々のものがたり～』（平成22年2月発行）に収録されていますので、ぜひご覧ください。
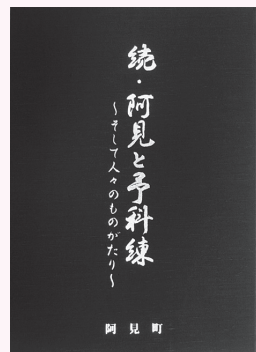
▲『続・阿見と予科練』

●問い合わせ　予科練平和記念館　☎891-3344
ホームページ　http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html

●定例相談●

人権相談／行政相談　**日時**:12月1日㈭1月5日㈭ 午前10時～午後3時／**場所**:役場3階305会議室
問い合わせ　総務課☎888-1111（216）

子育て相談　**日時**:月～金曜日午前9時～午後4時／**場所**:中郷保育所内／訪問相談随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談　**日時**:火～金曜日午前9時～午後3時／**場所**:図書館となり
問い合わせ　教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談　**日時**:水曜日午後1時～4時／**弁護士相談**:月1回午後1時～3時30分［毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約］／**場所**:総合保健福祉会館相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談　**日時**:第2・第4土曜日午後1時～4時／**場所**:総合保健福祉会館相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談　**日時**:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／**場所**:町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談　**日時**:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時／**場所**:役場1階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談　**日時**:月～金曜日午前9時～正午・午後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時［要予約］／**場所**:県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎823-1123

●人口と世帯●

●**総人口　47,959人　（－　52）** ▽常住人口ベース
●**世帯数　18,225世帯（±　0）** ▽（　）内は前月比
（11月1日現在） ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

12月の納税等
固定資産税（3期）
国民健康保険税（7期）
後期高齢者医療保険料（6期）
介護保険料（5期）
納期限 12月26日㈪

1月の納税等
町県民税（4期）
国民健康保険税（8期）
後期高齢者医療保険料（7期）
納期限 1月31日㈫

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況　10月（前月比）

消防本部調べ
出場件数　16件（－　2）

軽傷	8人（－　5）
中傷	2人（±　0）
重傷	0人（－　2）
死亡	0人（±　0）
合計	10人（－　7）

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、毎月第2・4（12月は第3）金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店